

教 育 子 供 委 員 会 記 録

日 時	令和 6 年 1 0 月 1 日（火） 午後 零時 5 9 分～午後 2 時 2 2 分
場 所	第 5，第 6 委員会室
出席委員	◎中島 俊 ○阿比留義顯 末永 康文 鈴木 清丞 円谷 憲人 林 伸司 平野 光一 村越 誠 渡辺 裕二
委 員 外 出 席 者	（傍聴）
欠席議員	
説明のため 出席した者	副市長（奥田謁夫） 教育長（田牧 徹） 教育総務部長（原田明廣） 学校教育部長（福島紀和） 指導課長（平野秀樹）指導課副参事（遠藤須美子） 指導課副主幹（下瀬育美）指導課主査（湯浅秀俊） 次長兼契約課長（恒岡厚志） その他関係職員

午後 零時 5 9 分開会

○委員長 ただいまから教育子供委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10名を超えた場合は、当委員会室に傍聴者全員が入ることができませんので、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとして、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、お願いをいたします。

お手元に配付の審査区分表に従いまして審査を進めてまいりたいと思いますので、質疑のほうは一問一答方式を基本として、採決は質疑終了後、1件ずつ行ってまいります。

答弁に当たりましては、委員長との発言の上に挙手をお願いいたします。許可を得た上で、所属名、名前を述べて、簡単な答弁に努められるようお願いをいたします。

執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問がある場合は反問しますと申し出ていただいて構いませんので。反問が終了した際にはその旨の発言、反問終了したと発言をしてください。

あと、携帯電話をお持ちの方、必ず電源を切るかマナーモードの設定をお願いいたします。タブレットの端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されております。答弁と関係のない用途でパソコンの使用は控えていただき、そしてキーボードの音には注意をお願いいたします。

○委員長 それでは、議案の審査に入ります。

議案の審査に当たっては、質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないように御注意をお願いいたします。

議案第1区分、財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）、議案第48号から議案第53号の6議案を一括して議題といたします。

本6議案について質疑があれば、これを許します。

○渡辺 今回48から53号まで財産の取得の追認についてということですが、議場でもお話ありましたが、改めてこのタイミングで追認を求めることになった背景の御説明をお願いいたします。

○指導課長 背景についてなんですけれども、基本的にはこちらの契約についてどのような手続を行ったらいいかという確認はしていたんですけれども、近隣自治体の状況等が話題になってきまして、改めて担当課のほうでこの手続についての確認

を行うということを8月下旬から行ってまいりました。最終的に課としてこの対応をしていくべきという判断に至ったのは9月の10日なのですが、君津市、同じ千葉県内の自治体の事例が出てきたところから、様々な関係部署に御相談をさせていただくことに至ったというような経緯でございます。以上でございます。

○渡辺 ありがとうございます。今回他の自治体の報道を通じて、きっかけでそれが判明したということですが、仮にそういった報道がなかった場合、今回のような事態に何か気づけるタイミングとか機会というのはあったんでしょうか、お願いいたします。

○指導課長 基本的にはこういったような手続が必要なときには関係部署のほうに確認はしておりましたので、どこかで気づくタイミングはあったかもしれないんですが、基本的には契約の方式が単価契約ということで、議案の上程を必要としないというような認識でしておりましたので、もしかしたら今回のようなことがなければ、このままの契約の仕方をさせていただいていたという可能性はあるかと思います。以上でございます。

○渡辺 今御答弁いただいた可能性も含めて今後の対策があれば、端的に御説明をお願いいたします。

○指導課長 今後につきましては、今回この対応に至った一番の要因が単価契約とはいいいながらも1件当たりで2,000万を超えるというような契約があったということで、基本的には次年度以降は可能なものについては総価契約で行わせていただきたいというようなことを考えております。以上でございます。

○末永 契約課がいるので、一緒にいいですかね。どうも私疑いたくなるんですけど、GIGAスクールでずっと契約で5億近い予算を契約しなくてもいいという案件で来ている。その延長線で来ているんじゃないかというふうに疑いたくなるんですよ。契約課長最近行ったばかりだから、過去のことはちょっと分からないかもしれないけど、総価契約と単価契約の違いの線引きをどこでしているのか、どこでね。今回は1億6,000万近い金額ですよ。それを2,000万以上、議会に出さなきゃいけない、どこかでチェックしなきゃいけない。そんなこと一切しないで出しているという判断を、ほかの君津市が出たから、これやばいと思って出したというのは、それは税金を使うという視点からちょっと欠けているんじゃないかと私は思うんですよ。だから、そういうことを含めて契約では何を基準にどういうふうに指導しているのか、聞きたいんですね。契約課も分かってやっているのかもしれないよ。教育委員会、分かってやっているのかもしれんね。そこら辺は、ちょっと分からないけども。

○次長兼契約課長 まず、御質問1点目の単価契約と総価契約のどこで線引きされているのかという御質問についてですけども、どこで線引きかというのは実際に単価契約につきましては今までも一定期間継続して売買したり、価格総額を決定したくても数量が確定していない場合には単価として契約するものということで、これ契約事務の手引のほうで実際には規定していますけども、こういうようなことで行

っておりました。今般のこの教材の購入につきましては、私今申し上げました後段のほう、総量がつかめないということで、実際に年度が終わるまで幾つ最後まで買う、幾つ欲しい、買うかというのが定まらないというような認識があったもんですから、単価契約でも可ということでの認識でいたというところでございます。以上です。

○末永　　だけど、そんなこと言うけど、例えば私たちが積算根拠を示せてよく契約なんか言っても予算取りはしていますよね、大体幾らって。今回も1個11万近くする案件があって、それを柏市内の小中学校の、共通してそれをまとめて教育委員会が出したから、当然多くの金が出るというのは分かっていますよね。安いのは8,000円から何千円ということであるけども、電子になったから、ちょっと価格が跳ね上がったこともあるかもしれないけども、それにしてもこれだけの価格を何もしないで、チェックもしないでスルーして、教育委員会に投げて、教育委員会が黙って買っているというのは、ちょっと不思議でならないんです、それはね。だから、こういうことをいつからやってもいいよってしてきたのかを知りたかった、まず1つは。それから、教育委員会はこの単価契約、現場で買った場合はするけど、現場で金持っているわけじゃありませんよね。持っていないわけだ。だから、そういうところに何千、何万ってなる、1個何万とするものを買っていて、教育委員会で総トータルで予算取りを多分するんじゃないかと思うんですね。その数字が3月、予算は取って余ったらそれは不用額になるだけのことから、そういうこともしなかったのかどうなのかね。そういうことが何で今頃起きているのかどうか。ほかの市が言ったから慌ててやっているというのはちょっと解せないんですけども、そこら辺どうなんですか。

○次長兼契約課長　いつからかという御質問ですけども、まず単価契約そのものについては地方自治法に、要は法律に規定がないというところで、各自治体の運用にある程度任されている部分はありました。今もそれは続いております。法律が改正されておられませんので。ただ、そうはいいまして、委員おっしゃっていただいたとおり、ある程度今回の教科書については年度当初に購入する総額、総量がある程度一括、ほぼ一括に近い取得になるという状況が分かりましたので、ですので今回改めて総価契約と同様な運用での追認ということでのお願いでございます。以上です。

○指導課長　指導課といたしましては、契約方式が単価契約という方式であるイコール議会への上程を要さないというような認識をしてしまっておりましたので、このような事態になっております。今後に関しましては、実は指導書がデジタル、デジタル指導書というものになったことによって価格が高騰しているという部分もあるんですけども、もう一点、あまりにも価格が高過ぎるので、これまでは学級数に応じて指導書、紙媒体のものを配付していた形を学年1冊という形に変えておりますので、年度当初にある程度個数が積算できるというところから、次年度以降の契約の仕方を変更させていただきたいということを考えているところでございま

す。以上でございます。

○末永　ということは、今まで間違っていたということですよね、それは。知らなかったのかどうか分かりませんが、間違っていたって。要するにそうでしょう。予算を、学校の生徒も先生もそんな大きなずれはありませんよね。2,000人も3,000人も減ったということはないわけですよ。それ子供たちに何冊要るよ、それから先生が何人いるよって。10人かそこら減るかもしれんけど、そんなに100人も200人も減るということありませんよね。そうすると、総予算というのは決まっているじゃないですか、それ大体の、このぐらいだねって。そういうのに2,000万以上かけなきゃいけないと分かっていたしなかったのは、教育委員会にも問題があると思うんです、これは、そんなことね。現場で1個1個聞かれば単価契約だからと言うけども、それにしても学校が小中合わせて70校近くあるんですか。あるんだから、そこら辺の1万、2万の金じゃありませんよね。何千万、何億って、1億超えるような金額になりますよね。そこら辺をスルーしちゃって、ほかの君津市が出したからって慌てて出すというのは、これやっぱり税金の使い方、税金を何だと思っているんだって私思うんですよ。だから、そこら辺についてやっぱりきちんと責任をはっきり明確にすべきだと私は思いますよ。誰がそういうこと決めて、いつそういうことを決定して、してきたのか、責任はどこにあるのか。今後は、来年度から新たにちゃんと予算取りして、その範疇でやりますというんだけど、それは地方自治法何条にあって、今まで違反していたので、こうしますということなのか、それはね。そうじゃなくて、自主的にそういうふうにするのか分かりませんが、そこら辺きちんと明確にしていきたいんです。いかがですか。

○指導課長　責任というところに関しまして、いつからかというところは書類が5年間遡ってというところまでしか確認ができなかったものですから、ちょっとはしっかりと申し上げることはできないと思うんですけれども、とにかく今後に関しましてはより望ましい形、ふさわしい形で契約のほうさせていただきたいというところで考えているところでございます。以上でございます。

○末永　それは、隠蔽か破棄したんですか、都合悪いから。何で5年だから、ないからってそういうふうにしているんですか。

○次長兼契約課長　事実を確認するための書類というのが契約書類ということになるんですけども、契約書類の保存年限が5か年だったということで、先ほど冒頭私のほうで御質問あったときに総量が分からないという御説明させていただいたんですけども、総量を算出した基になっている契約の書類がないということで、まず数が分からないですので、議案として提出すべき金額、その計算ができないということで、今回5か年というような形での保存年限で確認できたもので追認をお願いするという形です。以上です。

○末永　課長に言いますけど、総量が分かんないって、先ほど教育委員会は大体あらかたの数は私が言ったように、総量は違うって、確かにそれは厳密に何百何人、何十幾つまでは分からないかもしれないけど、それは総予算で取って余れば不用額

になっていくわけだから、そんなのは別にその差が100人も200人も違うわけじゃないんだから、そんなこと分かるんじゃないかと。5年間だから、今年の関係だから、5年前だから、のやつは破棄しているからじゃないよといったって、そのときの人数だとか、調べれば分かることでしょう、そんなの。分からないんですか、それも。全く分からないで、分かんないから、過去のやつは分かりませんで終わるのかどうなのか。税金なんだということをまず原点に、やっぱり調査をして、このぐらゐの金額でこうだったというのを明確にすべきじゃないですか、それは。幾ら出したというのは、分かるはずでしょう。だから、私はこの48から53まで先生や子供たちに必要なもんだから、反対するもんじゃありません。だけど、税金の使われ方として、私から言わせりゃ一切隠しておいて、そして他市が言ったからって慌てて出して、過去のやつどうなんだって、分かりませんって、破棄したというか、ありませんというんでしょう。そんなのは調べりゃ分かることじゃないですか、そんな程度。それも隠すんですかということ言っているんですよ。隠さないで、やっぱり最大限調べたけど、なかったと、おおよそこの程度でこうだったということだったら、それで出てくるんじゃないですか。そういう努力もしないで、過去のやつありませんというのは、私は隠蔽しているにすぎないと思うんですよ。あなたたちのお金じゃないんだから。税金なんだから。柏市民が払ったお金なんですよ。だから、そういう意味じゃ私はもっと厳密にきちんと厳格なチェックをしていただく、議会に、あるいはあなた方もちゃんとチェックをして、きちんとする、そのことが大事じゃないですかと。だから、冒頭G I G Aスクールの延長線で来てないかって言ったんです、それは。そういうことをやっていないかということと言ったんです。そこで、さらに言いますけど、本会議でも言いますけど、その他の契約についても一切ありませんか。あるかないか言ってください。あるとすれば、どういうものを想定しているか。あるとまで言えないけど、想定はこういうものがあるというのはあるかどうか、品目的にね。それは、ほかの市ではいろいろ出ていますよね、品目、いろんなことが。だから、柏市としてはどういうことを想定しているか、お答えください。

○次長兼契約課長 今の御質問、ほかにもあるかというような御質問だと理解しているんですけども、実際にその内容について私どものほうで今確認をしております。他市でというお話だったので、ちょっと他市の状況も確認はしつつの話なんですけども、まず他市では総価契約であつても議案に出していないという案件を今回報告しているものも散見されています。実際に私ども今お話出てきているのは単価契約であつて、総量が定まらないものということで、今まで議会のほうに御報告申し上げていなかったということで、こちらのほうはやはり総量がある程度、2,000万を超えるものが分かっているもんであればすぐに出すというような形になろうかと思うんですけども、ただ、今までの契約書類、先ほど申し上げました5年間残っているものを全て確認するとなると、例えば伝票で2,000万を超えているものだけを拾い上げても意味がありませんので、総量で2,000万ということで、やはりその確認もしなきゃいけません。ですので、どこにチェックを求めていくかというのは、やはり相

当の時間が必要になってくるかなということで、できるだけ早いうちにその確認は終わらせたいというふうに考えております。以上です。

○末永 ということは、確認は一応今のところしているということね。しているということですね。出てきたときはそれは出しますよと。当然のことですよ。報告だけでもいいんだけど、もう時効でしょうから、ある意味じゃ。5年過ぎている案件になるって。時効になるのかどうかちょっと分からないけども、だからそれ出さなきゃいけませんよね。教育委員会としては、そういうものはチェックできないんですか、教育委員会は。

○教育総務部長 御指摘の点につきましては、私ども教育委員会の中で改めてちょっと予算の積算書等、少なくとも今年度、あるいは昨年度の分については単価契約しているものがどういうのがあるのかというところからチェックをするという必要はあろうかとは考えております。以上です。

○末永 これ本が、教科書のこういうの4年に1回でしょう。何年に1回ですか。去年とか今年とかいうことじゃないでしょう。4年前のやつがないというんでしょう、4年前のやつが。それ単価契約、総価契約云々していないために4年前の書類がというわけでしょう。4年前というか、4年前に教科書の選定があったわけだよね。そのお金がという意味で言っているんでしょう。

○指導課長 4年前のものに関しましては、今回議案として上程をさせていただいているところでございます。令和2年度、3年度あたりのことが該当するかと思います。以上でございます。

○末永 だから、前のやつがどのぐらいあったのかって聞いている、前のやつ。4年前というか、今回4年前の1億6,000万ってなったけど、その前がどうだったのかと。

○委員長 分かりますか。

○指導課長 令和2年度に関しましては、総計で1億2,500万強でございます。令和3年度に関しましては、総計で4,900万強でございます。以上でございます。

○末永 それも単価契約と総価契約がよく分からないということでしょうか。

○指導課長 令和2年度、3年度に関しましては、単価契約での契約とさせていただいております。以上でございます。

○末永 その時点のやつはかけなかったから、それは地方自治法に議会案件でやるという、触れるよと。それは、そのときはかけないで、4年前のやつを今回かけているよということで、そういうことは二度とあっちゃならないとは思いますが、そういうのは、やはり。その地方自治法違反ですよ、ある意味じゃ。それは、違反のことをスルーしちゃっているんだから。だから、先ほど責任を含めて誰が取るのかって。過去の人なのかもしれんけど、それ遺憾も表明しなきゃいけませんよね、それは。一通りけじめをつけないと、今まで教育委員会、何かけじめつけないのはずっとスルーして、GIGAスクールでもそうだけど、してきているんで、一定程度のちゃんとけじめというのはつけなきゃいけない、遺憾は遺憾という、しなきゃ

いけないと思うんですけど、そういう考えはあるのでしょうか。

○教育総務部長 御指摘のとおり、責任の所在を明らかにするということは当然ですし、責任の所在がある程度分かれば場合によっては懲戒処分ということも当然あり得るわけで、ただそういうことを展望して考えますと、いつ誰がどういう決定したのかということの事実経過をさらにやはり詳しく調査する必要があるかというように思っていますので、その辺をどこまで調査できるかということもあるんですけども、誤認に至った経緯をよく確認した上で、そうしたことは判断していきたいと考えています。以上です。

○末永 いやいや、あなたが判断することじゃないんですよ。これは、地方自治法でしなさいって言っているんだから、責任をきちっと明確にしなきゃいけないよと言っているんです。そうしないとまた起こして、またすみませんでしたって、いくでしょう、ずっと。だから、そこはけじめをつけて、きちんとやりなさいよって。それあなたが処分するとかしないとか、そういう処分権あるわけじゃないんだから、判断するものじゃないんですよ。そんなこと答えろと言っていない、それはね。だから、きちっとこういうものについては一定のけじめをつけなきゃいけないよということ言っているんですよ。そういう責任をきちんと誰か持たなかったら、貴重な税金をこんな形で、子供たちと先生が使うことだから駄目だということじゃなくて、やはりきちっとお金の使い方はこうですよってしないといけないでしょうということです、それは。そういうことを、やっぱりあなた方は全体の奉仕者でいるんだから、そういう肝に銘じて、きちっとし整理しなきゃいけないんじゃないかということ言っているんです。だから、そういうことが二度とないようにぜひやっていただきたいことをお願いしたいと思います。以上です。

○林 先ほど幾つか出たんですが、今後の再発防止という中では総価契約によって判断するということでしたが、それ以外は何かあるんですか。

○指導課長 契約の方式を見直すということだけでなく、やはりチェック体制ですとか、我々職員が入れ替わることが多いものですから、その辺りの研修ですとか引継ぎですとか、そういったようなところもしっかりとやってまいりたいと思います。以上でございます。

○林 全国的にもどうもこういったことが起きていることが報道されておりました、県外でもかなり同じような状況、金額はそれぞれなんですけど、どうもそうなっていて、どこの自治体もやはりチェック体制を強化するとか、全庁的に周知するとか、そういう対応、どちらの方も同じように今後やっていくというふうにおっしゃっていました。まず1つは、契約の方法を見直して、チェック体制を強化していくということなんですけど、教科書が今後改訂されるのは4年後というふうに、5年後になる場合もあるかもしれませんが、あるわけで、今回のことを次に持ち越してしまっているといけないので、議会にかけるのは3月議会に恐らくかけていく。今回小学校ですが、授業が始まるのは入学式を終えたその次ぐらいから大体授業が始まって、ただその前に納品も全て整って、ある程度目も通すということ考えると、議

案の、まず教科書が替わって、そしてそのために必要なものをどの時点で見積もって、どの時点で契約をして、また納品まで納めるのか、そういう一連の流れというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○指導課主査 この後の流れなんですけれども、来年度中学校の指導書等が改訂予定されております。まず11月の予定、また財政当局とも相談なんですけれども、11月の補正予算で債務負担行為のほうを設定いたしまして、11月で議決をいただきましたら、すぐに契約の手続に移ります。契約の手続で2者のまた書店さんと仮契約のほうを結ばさせていただきまして、また3月の議会、こちらで財産取得の議案のほうを提出させていただくということで、その議決とともに本契約に移行するというような流れになるかと思います。以上です。

○林 それで、本が現場まで納品ができるというところまでは、どういうふうになっているんですか。

○指導課長 学校現場、子供たち、教職員に不利益が被ることのないように、その辺りの手続につきましては迅速に行えるようにこちらとしても対応をしていきたいと思っています。以上でございます。

○林 全て逆算して考えていかなければ物事うまくいかないと思いますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

あと、そもそもなんですけれども、今回2者で、しかも随意契約ということで競争入札できていないんですが、それは結局どういうようなことなんですか。

○指導課長 教科書等の購入に関しまして国が定めた方式によるものとなっております、千葉県で教科書販売の株式会社が1社ございまして、そこと柏市では書店さんが2店契約をしているというようなことが決まっております。ですので、我々としてはこの2者としかやり取りができないといえますか、そこでしか購入ができないというような状態になっておりますので、そのような御理解をいただけたらと思います。以上でございます。

○林 それで、あんまり役所的にはないのかもしれませんが、一般的には例えば購入したものであったとしても返品をするとか、そういうことも中にはあるんですけれども、一回買ったものってある程度数量が多くてもそのままずっと返さないというやり方ですか。

○指導課長 基本的に返品ということはあまりございません。

○林 それと、先ほど来もあったんですが、デジタル教科書もこの中に入っているということですか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○林 デジタル教科書もやはり要するに随意契約になるんですか。何かデジタル教科書であれば、一般競争入札とかあり得るというふうに思うんですが、そのことにつきましてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○指導課主査 おっしゃるとおり、デジタル教科書に関しましてはそれ自体を切り出して入札というのにかけておるんですけれども、教科書改訂のタイミングにつき

ましては、先ほど平野課長申し上げたとおりです。この２者、教科書、千葉教販という会社と供給契約を結んでいる２者が専売期間というのがございまして、教科書改訂があったタイミングについては、この２者から購入をするというようなことがある程度期間が決まっておりますので、この２者から購入するというような流れになります。翌年度以降については、また入札等で図ることも可能だというふうに伺っております。以上です。

○林 分かりました。ちょっと今回教師用教科書と指導書、あるいは一般図書と、あと教師用及び児童書の副読本というこの４種類になっているということなんですが、こちらの中で全てこれは補助等はなく、一般財源という形になるんですか。

○指導課主査 全て一般財源という形になります。以上です。

○林 分かりました。そこら辺はよく分かりました。

最後にじゃないですけども、今回これ柏市だけではなくて、多くの自治体と同じような形になっていきますので、やはり契約関係の認識がどちらもなかった、柏市もそうですけども、どちらの地域でもそういうことが起きていますので、今後の再発防止をしっかりと徹底していただきたいというふうに思っております。何よりも大切になってくることは、金額もそうですけども、現場にしっかりと書籍が届いて、児童生徒の授業にしっかりと支障を来さないように、また議会案件にもしっかりとかけていただいて、審議を行った上で今後しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。私からは以上です。

○鈴木 すみません。契約の問題ではなくて、中身をお伺いしてもいいんですよね。

○委員長 どうぞ。

○鈴木 同じような案件ですから、類題じゃないですけど、議案第52号と53号でちょっと説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、これ２つとも令和６年度の内容だと思いますが、まず（１）の教師用教科書、それから教師用指導書、一般図書、それからその先副読本というふうに分かれています。これもうちちょっと中身を詳しく説明していただけますでしょうか。

○指導課長 まず、教師用教科書というのは、いわゆる紙のものと、あとデジタルの教科書という２種類でございまして、それに対応するような指導書というものがございまして。やはり指導書のほうも教科によって若干違うんですけども、デジタルの指導者用の教科書とちょっと参考資料などが記されている指導書、それからあと教材研究といいまして、授業を進めるに当たって我々が事前準備を様々行うための研究編などといったようなものがあったりするんですけども、そういったような指導関係のものと、あと付随する副読本というような子供たちが参考資料として学習に使うようなものなどが含まれたものでございます。以上でございます。

○鈴木 それをもうちょっと何か、例えばこれ令和６年度の52号の教師用教科書は国語だとか、小学校何年生の教科書、何の科目なのかとか、１番と２番で教科書は2,242冊で教師用指導書は715冊、これ数違いますよね。ですから、そのこの点の違い。それから、一般図書と書いているんですが、この一般図書というのは６議案とも全

部こういう項目別的には同じなんですよね。何でこれ必ず一般図書というのが入ってくるのかなというところと、それから副読本6,967冊、何でこれも必要なのかというところをちょっと何かお示し……ごめんなさい。6,900って数が違うな。違うところ見ていた。7,145冊ですか。なおかつ、52号、53号、同じ冊数で同じ金額なんですよね。その前の50号、51号は違っていたりするわけですよ。52号、53が同じ金額で同じ冊数、ただ契約が会社が違うよという話で、全く半分で割って2者に出したのかとか、その辺も含めて御説明お願いいたします。

○指導課長 3点御答弁させていただきたいと思います。まず、指導書と教科書の冊数が違うということに関してなんですが、教科書に関しましては子供たち一人一人に配付をしておりますので、当然多くなってまいります。指導書に関しましては、先ほども申し上げたとおり、学年1冊ということでの提供になっておりますので、それが数が少なくなっているというような状況でございます。続いて、一般図書について。

○指導課副参事 一般図書に関しましては、それ以外の教科書検定を経た教科書と同様に検定を経た図書になっております。こちらは、教科書以外のもので支援が必要な子供たちが使用する場合などに使われております。以上です。

○指導課長 では、3点目なんですけども、2者の金額が同数であるということについて御答弁させていただきます。

○指導課主査 こちら単価契約の予定総量を入れてございますので、この分を買う予定だというような数量がこちらに入っております。取得価格についてもこちら予定総額となっておりますので、全体の冊数を2つに割った、2つの書店さんの分で割ったというようなつくりになっております。以上です。

○鈴木 ごめんなさい。理解できません。議案第52号でいうと、教師用教科書が約8,400冊、8,426冊、指導書が2,672冊、この違いとその中身を説明してください。教師って8,426人いるんですか。

○委員長 急いで答えなくていいですから、ちょっと分かるようにもう少し詳細にお答えください。部長がお答えいただいても結構です。

○学校教育部長 教科書、教師用指導書、何教科か、例えば令和6年の小学校用ですと国語、社会、算数、理科とかって種類が多くなっています。それを教員の人数分なので、配付されるので、多くなっているということです。指導書は、教員分を渡していないんです。2年度、3年度までは教員の人数分渡していたんですけども、今年度は学年1冊なので、少なくなっているというような計算だと思います。

○鈴木 教師用教科書と教師用指導書の違いは分かりました。そうしますと、教師用教科書8,426冊の内訳は、どうなっているのでしょうか。要は小学校なんですか、これ中学校なんですか。何年生の何の科目なのか、そこまで何か提示されないんですかね。

○委員長 大丈夫ですか。

鈴木委員、何かもう一回違う話も併せて質問していただいて、調べながら。

○鈴木　じゃ、3番目の一般図書135冊と書いてありますが、この135冊は同じものが135冊なんですか、それとも種類が違うものが135冊なのか、学校数で各学校に同じものを2冊ずつ配るから135冊なのか、その辺がちょっと全然見えないのと、その下の副読本の7,145冊の中身もお示してください。1個ずつ言ったほうがよかったかな。

○委員長　トータル的にお答えいただければ。（私語する者あり）先ほどの質問も併せてお答えいただきたいと思います。（私語する者あり）

○指導課主査　まず、教師用の教科書なんですけれども、例えば国語であれば、1年生の小学校国語だと国語の上下巻ですとか、書写の教科書だとか社会の教科書だとか、そういったものの積み上げになっております。一般図書なんですけれども、こちらは違うものが135冊、単価契約ですので、幾つ買うのか分からないということで135冊分掛ける1冊ずつというふうなつくりになっております。最後に、副読本なんですけれども、こちらの冊数の積み上げにつきましては、すすむ千葉県というものと、あと中学生生活と進路というものが、これがそれぞれ生徒用と指導者用というものの積み上げになっております。以上です。

○鈴木　じゃ最後に、簡単などこからいきますと、教師用、児童生徒用副読本7,145冊は2種類ですと。それが、今何かすすむ千葉県云々というのともう一個、それが各学校に2冊ずつ配付されるということなんですか。図書館に配付される内容ですか、これは。

○指導課副主幹　今の件についてお答えいたします。すすむ千葉県につきましては、小学校4年生の学級担任に配付いたします。中学生生活と進路につきましては、中学校1、2、3年生の担任、副担任に配付しております。以上です。

○鈴木　よく分かりました。

では、3番の一般図書は、これ全部ばらばらだというお話でしたが、これはどこに配付されるのでしょうか。

○指導課副参事　こちらは、お子さんによって必要な本の種類が変わってまいりますので、必要なお子さんのところに必要な種類の本が行くような形になります。

申し訳ありません。本ですが、特別支援のお子さんに使うような形で御用意しておりますので、お子さんの状況に合わせて必要なものを配付という形になっております。以上です。

○鈴木　だんだん見えてきましたね。3番の一般図書は、特別支援の子供たちにそれぞれ1冊ずつぐらい配るようなものになると。それは、多分特別支援教室のほうに置いておくようなものなんですかね。そういうことでよろしいですか。分かりました。

あと、1番、2番は最後までよく分かりませんが、これ後でいいですから、8,426冊の内訳というか、小学校1年の国語、算数、理科、小学校2年生の国語、算数、理科とか中学校の何だとか、その辺ちょっと後で内訳を出してください。お願いいたします。

52号、53号が全く同じ数字のものが半分ずつになっておるんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○指導課主査 こちら2者に発注するということで、どちらにどのぐらいの総量、単価契約ですので、総量がどのぐらい発注するのかというのが、年度当初にはある程度まとまった数字を発注するんですけども、その後追加で発注する分もあるということで、総量が分からないというところがありますので、単純に全体の総量を2者の書店分で割る2をしているというところで、全く同じ数量で同じ設計額という形になっております。以上です。

○委員長 先ほど鈴木委員が申した内訳は、会議中に出せますか。提出できますか。（「いや、終わってからでもいいですよ」と呼ぶ者あり）いいですか。御本人の配慮で、じゃ終わってからでいいって言っていますから、中に出さなくても結構です。

○鈴木 52号、53号の数字は全く同じ数字で、これはまた予定であるということで、2者にそれぞれ半分ずつ出したと。その前の55号、51号は令和3年ですが、これは結果であるので、金額も変わってきて、冊数も違っているよということでよろしいんでしょうか。

○指導課主査 御認識のとおりでございます。以上です。

○鈴木 では、この2者に決めたのは、先ほど千葉県のほうから指定されている業者であるというふうな形ですが、千葉県から指定されている業者というのはこの柏近辺じゃなくて、千葉県全域としてもこの2者なんでしょうか。

○指導課長 千葉県内にはそれぞれの市単位で取次店という形でございます、柏市がこの2店ということでございます。以上でございます。

○鈴木 じゃ、その2店から買うしかないということなんですね。分かりました。次回からはこれを議案で上げてくるということですが、これは一般競争入札とか、そういう形になるんですか。

○指導課長 そのような形にはなりません。

○鈴木 どっちにしても固定で決まっちゃうということですか、じゃあね。議案で上げてきてもあんまり意味がない気がするな。分かりました。以上です。

○平野 そもそもデジタル教科書が導入されたのは、何年からなんでしょうか。

○指導課長 令和3年度からと認識しております。以上です。

○平野 令和3年度から導入されるから、令和2年内のこの契約が初めてなんでしょう、デジタル教科書については。違うの。

○指導課主査 指導書の中にデジタルの教科書のデジタル指導書ですとか、教科書会社によってはデジタル教科書のライセンスが含まれているのは今年度からになります。それとは別に以前からデジタル教科書のライセンスだけは別売りしておりましたので、そちらについては以前から購入をしていたということになります。以上です。

○平野 ちょっとよく分からないな。子供たちが、児童生徒がデジタル教科書を使い始めたのはいつなんでしょうか。

○指導課長 子供たちが使い始めたのが令和3年度というふうに認識しております。以上です。

○平野 そうすると、先ほど5年以上経過している契約資料がないと言っているのは、それ以前の紙の本の冊子のときから単価契約でやってきていて、5年以上前のものは分からないという意味ですか、お答えください。

○指導課長 そのとおりでございます。

○平野 それで、年度ごとに金額が違うんですけれども、そういう意味では試行的にというか、最初から全面的にデジタル教科書に変更したというんじゃなくて、段階的にというか、試行的にやってきたということですか。

○指導課長 教科書に関しましては、そのような形で施行というようなことだったと思うんですけれども、デジタルの指導書が導入されたのが今年度からということでございます。以上です。

○平野 今現在というか、令和6年度の段階で小学校、中学校で従来の冊子の教科書が使われている科目というのは、どういう科目があるんでしょう。

○指導課長 紙の教科書に関しましては、全ての学年、教科で使用しているところでございます。以上です。

○平野 そうすると、結局はデジタル教材というのは、デジタル教科書については文科省は紙の検定教科書をデジタル化したものと定義していますというんですが、両方使っているという意味ですか。

○指導課長 両方使っているということでございます。デジタルのほうがいろいろな困り感を持っている子供たちに対していろんな投影の仕方など工夫することによって理解を促すというような効果が期待できるところがございますので、併用しながら子供たちにとって理解しやすい指導のためにデジタルも活用しているというような状況でございます。以上です。

○平野 子供たちの、児童生徒の教科書というのは無償でしょうから、行政の負担というのはないんでしょうけれど、この指導書なんかはそれぞれ自治体の負担だということですよ。とすると、国は、国レベルでいうとこれまでの紙の本の教科書を子供たちに無償で提供しているのに加えて、デジタル教材も同じものを提供していると。同じ値段であれば2倍なんだけど、実際の2倍以上なんでしょうけれど、そういうことですかね。

○指導課長 先ほど申したことと似通ってしまうんですけれども、子供たちの中には、例えば数学の図形などが分かりやすいかと思うんですけれども、平面で見ているとなかなか理解できないというようなお子さんに対して、デジタル教科書を活用することで立体的に視覚で捉えることができるなどといったような効果があるものですから、併用しているところが現状でございます。以上です。

○平野 それは、教師用の教科書や指導書も同じで、紙のものがあって、さらにデジタルのものがあるということですか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○平野 従来のデジタル教科書が導入される前の教科書購入費は、結局何倍になっているんでしょうか。

○指導課長 令和２年度と６年度との比較ということで申しますと、実は総額的にはそんなに大きくは変更がございませんで、８００万ぐらいの違いになっております。これなぜかといいますと、令和３年度までは各担任に紙の指導書セットというものを配付をしておりましたが、今回デジタルが導入されたということで、各担任ではなくて、学年１冊という配付の仕方に変更したものですから、ある意味総額が大きく変わらないような契約を目指したというところがあるかと思います。以上でございます。

○平野 教科書代というか、子供たち、児童生徒分については、そういつて国が予算つけて配分しているわけですから、その分については１人１冊ということでは国レベルでいうと倍以上になっているんですかね。

○指導課長 デジタル教科書は子供たちには配付はされておきませんので、教師が使うためのものですので、ちょっと単純に比較をするというところは難しいかと思ひます。以上です。（私語する者あり）

○委員長 もう一度いいですよ、回答。

○指導課長 教科によっては……。

○委員長 いいですよ。分かる方というか、円滑に話が進むようにお願いいたします。

○教育長 紙の教科書は全て無償で、全ての児童生徒に配られます。ただし、教員は有償で、地方自治体で買わなきゃいけない。デジタル教科書なんですけど、今小学校５年生から中学校３年生までの英語、これデジタル教科書になっています。それと、数学、中学校の。ですから、一部教科でデジタル化が進んでいるということです。国はこれを拡大して進めようとしておきますが、学識経験者の間ではやはり紙がいい、定着率がいいというふうな意見もありますし、現場では今併用してやっているというのが事実でございます。以上です。

○平野 今日は追加議案を採決しなきゃいけないので、私たちは現場で使っているものですから、反対はしませんけれども、使わなきゃしょうがないものですから、反対はしないんですけれども、現場で現物を見ながら説明受けるのが一番分かりやすいんでしょうけれども、私たち分からない部分がいっぱいある。そういう中で賛成か反対かは決めなきゃいけないんですが、今議論になったようなことを、もともとデジタル教材が導入される前の段階はこうであって、それがだんだん試行的に導入される、そして現在はどこまできていて、この先どうなっていくんだろうかということが分かるような、大変ですかね、そういう説明、資料を作るのは。（「いや、そんなことはないだろう」と呼ぶ者あり）そういうのをぜひ金額も含めて理解できるように、学校現場の現状を理解できるように資料化していただけないでしょうか。

○指導課長 お話を伺って、そのとおりだと思いますので、そういったような資料を御用意させていただきたいと思ひます。以上です。

○平野 今多分教育長の御発言の中にもあったように、このデジタル教材の導入については矢澤議員が議案質疑でも言いましたけれども、これは文科省の審議会、2016年、全面的な導入を拙速に進めることは適当でないという報告書をまとめていて、そういう意味合いもあって、まだ議論がされているところですよね、研究者の間でも。本当にこれが効果があるのか、あるいは健康面も含めていいのかどうなのかということが議論されている最中なので、これは柏市の教育委員会でもそういう視点から独自の判断というか、柏市の学校ではどうするのかという独自の判断がやっぱり必要だと思うんですよね。それと、これも矢澤議員が紹介しましたが、OECDでは読解力、数学、科学の3分野ではコンピューターの使用時間が長いほど学力は低下しているということ、それからこの間の報道ではどこでしたか、スマホは学校の中では一切使わないと。スマホが子供たちの心身に与える影響が、悪影響があるということで使わないということを決めた、国レベルですね。そういう報道もありました。ですから、この問題は慎重に進めるべきだと思うし、柏市の教育委員会としての独自の判断というのはやっぱり必要だと思うんです。これまでの経過も含めてそういう独自の判断というか、どこまでやるのか、あるいは試行段階だったときにそれをどのように評価して、さらに広げてきたのかというふうなことで、独自の検討や判断というのがあったのでしょうか。

○指導課長 デジタル教材の導入による様々な影響に関しては、いろんなところで現場の声を聞いたりとかということはしてはいるんですけども、まずは今年度指導書が導入されたということがございますので、この部分に関しまして使用の効果や逆に難しかった点ですとか、改めて細かに現場の声を拾い上げる、調査を行うなどして、また経緯も含めて御報告できるようにさせていただきたいと思います。以上でございます。

○平野 あとは、柏市、今43万6,000人のまちですけど、どんどん書店がなくなっていくんですね。この契約についても2つの書店しか契約できないというふうなことで、以前は多分違ってたんじゃなかろうかと。以前というのが10年前、20年前ぐらいまで遡ると、もっと契約できる書店があった。これは、図書館も同じですよ。購入できる書店がどんどんなくなっていく。そういうことでは、今後ひょっとしたら市内に1店しかない、あるいは教科書の購入ルートそのものを全く変えざるを得ないというふうな、そういう状況にもなりかねない。これは鈴木委員も言われたけれども、競争というか、価格競争は働かないんですよね。もう一度確認しておきます。

○指導課長 価格競争は働かない仕組みになっております。以上です。

○阿比留 3点ございます。まず、1点目はこれまで単価契約だったので、契約した時点で額が確定していたんだと思うんですが、今年度から総額の予定額ということなんですが、2年度、3年度の分は確定しているので、それでいいとして、今後年度末までに数が確定したらこの予定額というのはそのまま残って、決算でけじめがつくのか、改めて数字が確定したところで全体の額を契約し直すのか、そこら辺

はこういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○指導課主査 2年度、3年度も単価契約でやっておりまして、何十回かに分けて発注をして、そのトータルが2年度と3年度の議案として提出させていただいてるものになります。今年度につきましても、年度当初で大きく変わったんですけれども、まだこれから発注する分もございますので、発注する分が年度末までに固まりまして、決算額という形になるかと思います。以上です。

○阿比留 そうすると、この契約そのものは何もいじらずに、決算という形で終結するだけで、特に契約し直すことはないんですね。予定額のまま。分かりました。

あと、選定の方法とこの絡みをちょっと2点ほど伺います。先ほど教科書が、副読本、指導書などが県で決まるというような話をちょっと聞いたんですけども、教科書選定というのは地域ごとにやっていると思うんですが、県で決まることと地域で教科書を選定することに影響がないのか。県で決めてしまうんで、教科書はこれにしかないんですよというようなことがないのかどうか、そこをちょっと1点確認させてください。

○指導課副参事 県のほうで選定している教科書は、県立の学校で使われる教科書になるかと思います。柏市内で使われる教科書につきましては、東葛6市のうち我孫子市と鎌ケ谷市、柏市でつくっております東部の採択地区、この3市で採択のほうを行っております。以上です。

○阿比留 確認ですが、それにのっとった指導書なりがあるという理解でよろしいですね。

3点目ですが、副読本というのは教科書選定のときに一緒に選定されるのか、勝手に教科書選定とは別に市で独自、もしくは東地区で決めているのか、副読本の選定状況について教えてください。

○指導課副参事 副読本につきましては、それ以外の教科の教科書と同じところでの採択はなされておりません。以上です。

○阿比留 どうやって選定されているのか、教えてください。

○指導課副参事 県のほうで決まって、千葉教販のほうから下りてくるというような形になっております。以上です。

○阿比留 それでは、柏市でこの副読本をやろうという決定ではなくて、県が決めたものが来ているという理解でいいですか。

○委員長 答弁。

○阿比留 副読本をどこで決めているかということを確認しているんですけど。

○委員長 分かる方が答えていただいて結構ですよ。

○教育長 副読本につきましては、県から、例えば千葉県、すすむ千葉県とか、そういったものとか、中学生活と進路とかそういった県からこの副読本を使いなさいというので下りてくるものを市で購入するというのと、市独自で、わたしたちの柏とか郷土かしわとかというものを業者に委託しまして作ってもらって、それを子供たちに配付するという、そういう副読本の種類があります。

○阿比留 そうすると、県で決まったものはいいとして、柏市で決めるものは教科書選定委員会で決めるのか、柏市が独自にやっているのか、その選定はどういうふうにしているのかについて教えてください。

○教育長 柏市で採用している副読本は選定じゃなくて、こういうものを作ろうというのでいろんな先生方とか集まっていたいて、ワーキンググループで内容を決めて、そしてそれを発注するという形ですので、選定は行っておりません。あくまでも印刷とか、今はほとんどデジタルで配付していますので、ペーパーじゃないものが多いです。

○阿比留 それは、選定委員会ではなくて、柏市独自でやっているという理解でよろしいですか。分かりました。以上で終わります。

○林 すみません、先ほど、1つ聞き忘れて、申し訳ございません。いいですか。契約書類の5年間ということについて聞き漏らしたんで、すみませんが、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ5年間は破棄しないようにという、そういうことだと思うんですけども、破棄せよということじゃないですよね。

○次長兼契約課長 破棄せよということではなくて、ただ保存場所も限られていますので、やはり5年ということで各課で対応していただいているのは実際のところです。以上です。

○林 それで、書類は分かるんですけども、今この時代、先ほどデジタルという話はずっと出ているんですけど、結局そういった過去のものがやっぱりデジタルで残っているんじゃないかなと思うんです、数量とか金額とか。それも全てそこで破棄しなきゃいけないもんなんではしょうか。紙は分かりますよ。破棄してもいいです、スペースの問題もあるので。ただ、そういったものについては別に公開しなくてもいいかもしれませんけれども、破棄することはないんじゃないでしょうか。何かのときにそういったところを振り返るということがあるというふうに思うんですけど、デジタル関係でそういったものが残せるんじゃないかな。要するに破棄せよということでなければ、あえて破棄しなくても、残しておいてもいいと思いますし、また残っているのが普通なんじゃないかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○次長兼契約課長 まさに今回私のほうで冒頭申し上げたとおり、総量が定まらないイコール単価契約を採用するというような形で運用してきたという経緯もございます。ですので、今回こういった点、皆様に御迷惑をおかけしているということもございまして、今後は保存年限も含めて私どものほうでもしっかり管理するというのが必要だということは認識しましたので、そこら辺はやはり検討の中に入れていきたいと思っております。以上です。（「じゃ、お願いします」と呼ぶ者あり）

○末永 先ほどどこで何を買ってどうという詳細がこれ審査するによって分かりませんよね。だから、学校で副読本を何冊買いました、それで数学、国語、社会、英語とかいうやつにデジタルが何冊、本が何冊、単価が幾らで、トータル何冊で幾らですと、学校別に幾ら買いました、先生方に幾らかかって、こうですというやつを

詳細にしたものを出すべきだと思いますよ。それがなくて、あなた方何かどこかでごまかしているかもしれないと思うじゃないですか。だから、そう疑われたくないんだったら、ちゃんと具体的に何冊でトータルが1億6,000万円ですというやつを出していただきたいんですよ。そうしなきゃここで審査している意味がないじゃないですか。だから、そういう具体的に何冊、それを見て生徒数が何人いて、何冊ですよ、特別学級に何冊で、これ1つずつ与えなきゃいけないから、特別な子供に合ったやつが幾ら幾らで何冊、1,300人ぐらいいますよね、支援学級に行く子。支援学級に行かないかどうかという子も、ラインの子がいる、その子にもこれを与えましたとかいうそのトータルをきちっと明確にして、我々にこれだけですと、予算通してくださいと。我々何も反対するものじゃないからそうかと、子供たちに使うんだったらとなるじゃないですか。そういうものをきちっと市民に公開することがこの議会なんです。それを何だか分からないって、先ほど聞いたら、見ていたら何か分からない、何冊か分かんない、どこに渡したか分かんないって、ごまかしてどこかで売っちゃったかもしれないです、それは。だから、そういうこと疑われることになるから、明確にきちんと我々にも資料を提供してくださいよ。以上です。

○指導課長 可能な限り詳細なデータを取りまとめて、資料として御提出させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長 同じ話が先ほど平野委員からも出ていますので、併せてよろしく願います。

ほかにございますか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決を行います。

まず、議案第48号、財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第49号、財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第50号、財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第51号、財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第52号、財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第53号、財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了します。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたしますが、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。（「委員長、今回のこの議案だけど、お金もいっぱい使っているわけなんだけど、我々は学校の現場でデジタル教材が、教科書がどんなふうに使われているのかが分からないので、そういう何か授業やっているところを視察するなんていうこともしたほうがいいんじゃないですかね」と呼ぶ者あり）今の御意見承って、次にちょっと併せて話ししますね。

次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に審査区分表に記載された調査項目について閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査について必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 今お話あった平野委員の件、こういったものもぜひちょっと検討させていただくという形を取りたい……（私語する者あり）

一応今の件と、あと私たちでまた決めますけど、私も不発弾とかが気になっているので、そういったのも併せて、ちょっと２人……（私語する者あり）お任せさせてもらって、結構課題があるかと思いますので、正副委員長に決定、一任願いたいと思います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のための委員派遣を行う必要が生じた場合は、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととして、派遣委員、日時、場所、目的、経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の教育子供委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 ２時２２分閉会